

広島県訓令第十号

本 庁

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の

取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十四年広島県規則第二十九号。以下「改正規則」という。）による改正前の広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正規則による改正後の広島県行政組織規則による同表の下欄に掲げる機関の職員になるものとする。

旧 機 関 名	新 機 関 名
総務局営繕課	土木局営繕課
地域政策局海の道プロジェクト・チーム	商工労働局海の道プロジェクト・チーム
都市局都市整備課	土木局都市計画課
都市局建築課	土木局建築課

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。